

# 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う空港法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）に対する パブリックコメントの募集について

## 1. 背景

平成20年の通常国会（第169回国会）において、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港の区分制度の見直し、空港供用規程の策定、空港機能施設事業を行う者の指定制度の導入、空港保安管理規程の策定等の措置を講ずることを内容とする空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立したところである。

今般、改正法公布時に、施行期日が到来していなかった同法の規定のうち、空港供用規程の記載事項等に関する規定、空港保安管理規程に関する規定等については、平成21年4月1日より施行となることから、当該規定に関する省令事項を定めるため、空港法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）、航空法施行規則（昭和27年省令第五十六号）及び空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）について所要の改正を行う必要がある。

## 2. 概要

### 空港法施行規則の一部改正

- ・ 空港供用規程の記載事項（空港法第12条第1項関係）  
 空港の供用の条件として必要な事項を定める。
- ・ 空港供用規程の認可の申請（同法第12条第2項関係）  
 申請書の氏名、実施予定日等を記載した申請書の提出を求める。
- ・ 着陸料等の届出（同法第13条第1項関係）  
 着陸料の額、実施予定日等を記載した届出書の提出を求める。
- ・ 報告徴収の方法（同法第32条第1項関係）  
 報告を求めるに際し、その提出期限を明示する旨等を定める。
- ・ 指定空港機能施設事業者の指定の取消の公示の方法  
 （同法第21条第3項関係）  
 インターネット等による公示を求める。
- ・ 権限の委任（同法第34条第1項、第2項関係）
- ・ 項ずれに伴う条文の整理 等

### 航空法施行規則の一部改正

- ・ 空港保安管理規程の届出（航空法第47条の2第1項関係）  
 空港保安管理規程届出書及び実測図等の添付書類の提出を求める。
- ・ 空港保安管理規程の内容（同法第47条の2第2項関係）  
 空港の安全等に関する遵守事項、組織体制等の記載事項を定める。
- ・ 航空法第55条の2の項ずれに伴う条文の整理 等

### 空港管理規則の一部改正

- ・ 名称変更（題名関係）
- ・ 条文の整理 等

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成21年2月中（予定）  
施 行 : 平成21年4月1日（予定）